

平成29年度収入支出決算のお知らせ

平成30年7月25日に開催された第117回組合会において、兵庫県建築健康保険組合の平成29年度収入支出決算が承認されましたので、お知らせします。

はじめに、健康保険組合を取り巻く情勢は、次のとおりです。

我が国の経済は、政府の経済成長戦略の効果により、雇用・所得環境が改善され、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。

当健康保険組合の母体である建設業界は、大都市と地方との事業量の地域間格差や大手企業と中小企業との企業間格差が依然として顕在化・拡大化しており、地域建設業を取り巻く経営環境は厳しいものがあります。

地域建設業が将来にわたって地域の安全・安心を守るという社会的使命を果たしていくためには、企業経営の安定化を図り、災害や除雪等への対応に必要な人員、機材を維持し、常に稼働体制を整えておく必要があります。そのためにも、業界挙げて、各地域で必要となる事業量の確保に取り組むことが課題となっています。

また、少子高齢化が進む中、長年にわたる建設投資の大幅な減少と受注競争の激化等により、離職者の増加、若年入職者の減少といった構造的な問題が生じてきており、将来の建設産業を支える「担い手の確保・育成」が、近年の建設業界の喫緊の課題となっています。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針2015）に基づき、「経済・財政再生計画」（平成28年度～平成32年度）を策定し、社会保障分野における44の改革項目について、改革の方向性や実施時期又は結論を得る時期を明記しています。

平成28年度は、高額療養費の見直し、入院時の光熱水費の見直し、介護保険における利用者負担の見直し、介護納付金の総報酬割の導入等、大きな制度改正事項に結論が出され、平成29年5月の介護保険法等改正法の成立につながりました。

平成29年度は、診療報酬・介護報酬改定について議論され、平成30年4月1日から改定されました。今後、改定が医療費や介護費にどう作用していくのか、注視していく必要があります。

平成30年度までに検討し、結論を出すべき項目として、「かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担のあり方」、「後期高齢者の窓口負担のあり方」、「現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題」「金融資産等の医療保険制度における負担の反映の方法」、「薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点からの検討」の5項目があげられています。いずれも医療費適正化に欠かせない項目であり、今後の審議の行方に注目する必要があります。

健康保険組合連合会（平成30年4月1日現在1,389組合）は、平成30年4月23日に、平成

30年度健康保険組合予算早期集計結果の概要を公表しました（1,372組合からの報告を集計）。

平成30年度経常収支差引額は1,381億円の赤字予算で、平成29年度予算に比べ赤字額が1,643億円減少しました。赤字組合は866組合で、62.3%の組合が赤字の状況です。

収入予算は、被保険者数の増加、保険料率の引上げ、標準報酬月額増加及び標準賞与額の増加により、収入総額は増加しましたが、被保険者数の増加が保険料収入の増加の最も大きな要因となりました。協会けんぽの平均保険料率100%以上の組合は、平成30年度は313組合（報告組合の22.8%）にものぼっており、これ以上の引上げは困難な組合が多数存在しています。

支出予算では、法定給付費は、診療報酬がマイナス改定であるため、4兆1,403億円で、前年度比213億円、0.52%増にとどまると見込んでいます。また、高齢者医療に対する拠出金額は3兆4,925億円で、前年度比418億円、1.18%の減少となりました。拠出金と法定給付費を合わせた額（義務的経費）に占める拠出金の割合は45.76%であり、拠出金が義務的経費の5割以上を占める組合（法定給付費よりも拠出金が多い）は283組合（報告組合の20.6%）となっています。義務的経費は保険料収入の94.22%であり、保険料収入だけでは義務的経費を賄えない100%超の組合は351組合（報告組合の25.6%）となっています。保健事業費は4,095億円で、前年度比175億円、4.46%の増となり、被保険者1人当たり額は2万4,568円で、前年度比716円、3.00%の増となりました。

国民皆保険制度を堅持するために、高齢者医療費の負担構造改革、保険給付範囲の見直しを含む医療費の適正化など、大胆な改革を実行し、国民が真に安心・納得できる政策展開を実現することが求められています。

次に、平成29年度決算結果を踏まえて、次のとおり総括するものです。

1 平成29年度決算（一般勘定分）は、前年度の保険料率（一般保険料率+調整保険料率）100%を維持し、健康保険収入2,103,800千円のほか、準備金限度外部分繰入110,000千円、国庫補助金1,032千円、健康保険組合連合会からの組合財政支援交付金38,291千円・高額医療交付金79,768千円を受けたこと等により収入を確保して、事務費56,972千円（所要財源率2.68%）、保険給付費1,294,159千円（所要財源率60.71%）、納付金855,490千円（所要財源率40.14%）及び保健事業費30,288千円（所要財源率1.43%）等が支出され、収入支出差引額は92,922千円の黒字、経常収入支出差引額は135,697千円の赤字です。一般保険料率98.80%に対し、法定給付費等に要する保険料率は100.84%、実質保険料率は104.99%であり、準備金保有率は140.38%を示しています。

減少傾向にあった被保険者数は増加に転じ、平均標準報酬月額及び総標準賞与額（年間合計・被保険者1人当たり額）については、平成25年度から増加傾向となっています。保険料収入の被保険者1人当たり額は522,345円で、前年度比4,611円、0.9%増加しました。

法定給付費は、年度によって増減があり、総じて増加傾向にあります。法定給付費の被保険者1人当たり額は321,450円で、前年度比13,416円、4.4%増加しました。前期高齢者1人当たり給付費は375,781円で、前年度比17,653円、4.9%増加しました。

納付金は、年度ごとの変動が大きく推移しています。納付金の被保険者1人当たり額は

212,491 円で、前年度比 15,834 円、8.1%増加しました。

経常収入支出差引額の被保険者 1 人当たり額は 33,705 円の赤字で、前年度比 25,408 円赤字が増加しました。

今後、次のとおり、収入・支出の適正化を図るなどして、財政の健全化に向けて、一層努力する必要があります。

○ 一層取り組むべき収入の適正化対策

- (1) 標準報酬の適正化
- (2) 滞納保険料等の整理

○ 一層取り組むべき支出の適正化対策

- (1) 運営コストの適正化
 - ・ 運営コストのチェック
- (2) 被扶養者認定・資格管理の適正化
 - ・ 被扶養者資格の再確認の徹底
- (3) 現金給付の適正化
 - ・ 傷病手当金の適正支給（診療報酬明細書等関係資料との照合確認等）
 - ・ 柔道整復師に係る療養費の事後点検の徹底
- (4) 医療給付の適正化
 - ・ 疾病分析（医療費分析）に基づく医療費適正化対策（特に前期高齢者医療費適正化対策）の検討・実施
 - ・ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
 - ・ 診療報酬明細書等の事後点検の徹底
 - ・ 「医療費のお知らせ」の全件実施
 - ・ 医療機関における適正受診に係る普及啓発

○ 事業所編入の促進

2 平成 29 年度決算（介護勘定分）は、介護保険料率について、前年度 16.5%を維持し、介護保険収入 253,664 千円、繰入金 10,000 千円、国庫補助金受入 3,012 千円により収入を確保して、介護納付金 257,358 千円、介護保険料還付金 76 千円が支出され、収入支出差引額は 9,244 千円の黒字で、準備金保有率は 202.99%（前年度 214.02%）を示しています。

3 当健康保険組合は、平成 24 年 10 月 12 日付けで、健康保険法第 28 条第 1 項の規定に基づく指定健康保険組合として指定を受けました。平成 25 年度から平成 27 年度まで、厚生労働大臣の承認を受けた財政健全化計画に基づき事業運営を行った結果、平成 28 年度において、指定が解除されました。しかし、経常収支の赤字が続いており、厳しい財政状況を脱却できないに至っていませんので、財政の健全化に向けて、一層努力する必要があります。

4 厚生労働省は、平成 26 年 3 月 31 日に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改定しました。この指針の内容に沿って、健康保険組合は保健事業を実施していくこととなりますが、改定内容の柱となるのが「データヘルス計画」（保健事業の実施計画）です。電子化された健診データとレセプトデータの分析、それに基づく被保険者・被扶養者の健康の維持・増進のための事業計画（データヘルス計画）の作成・公表、事業実施、評価等による事業展開が求められています。

平成 26 年度に「データヘルス計画」（第 1 期 平成 27 年度～平成 29 年度）を策定し、この計画に基づいた保健事業を平成 27 年度から本格実施し、平成 29 年度は最終年度になっています。平成 30 年度から第 2 期（平成 30 年度～平成 35 年度）が始まりますが、事業実施結果を分析し、健康課題を明確にして、効果的な事業の実施に向けて、一層努力する必要があります。

5 40 歳以上 75 歳未満の被保険者・被扶養者を対象として、糖尿病などの生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が、平成 20 年 4 月から健康保険組合等に義務化され、10 年が経過しました。

被扶養者の特定健康診査の実施率及び被保険者・被扶養者の特定保健指導の実施率が低調であるので、一層創意工夫して、実施率を向上させるために、取り組みを強化する必要があります。

6 保健事業について、限られた財源の中で、被保険者及び被扶養者の健康の維持・増進を図るため、一層創意工夫して取り組む必要があります。

なお、健診実施後の保健指導等のフォローアップについて、事業主と連携を密接にして取り組む必要があります。

7 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、健康保険組合は、適用、保険給付及び保険料等の徴収関係事務において、特定個人情報を取り扱うに当たり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、マイナンバーの漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利・利益の保護に、一層配意して取り組む必要があります。

平成29年度 収入支出決算概要表

一般勘定

収入科目	決算額(千円)	1人当り額(円)	支出科目	決算額(千円)	1人当り額(円)
健康保険収入	2,103,800	522,553	事務費	56,972	14,151
調整保険料収入	25,586	6,355	保険給付費	1,294,159	321,450
繰越金	0	0	納付金	855,490	212,491
繰入金	110,000	27,322	保健事業費	30,288	7,523
国庫補助金収入	1,032	256	還付金	488	121
財政調整事業交付金	118,059	29,324	財政調整事業拠出金	25,563	6,349
・組合財政支援交付金	38,291	9,511	連合会費	1,756	436
・高額医療交付金	79,768	19,813	積立金	2,236	555
雑収入	1,578	392	その他	181	45
収入合計	2,360,055	586,203	支出合計	2,267,133	563,123
経常収入合計	2,105,748	523,037	経常支出合計	2,241,445	556,742

収支差引額	92,922
経常収支差引額	▲135,697

準備金	372,371
準備金保有率(%)	140.38

事業所数 171所 被保険者数 4,026人 平均標準報酬月額 364,529円 総標準賞与額(年間1人当り) 930,454円

介護勘定

収入科目	決算額(千円)	1人当り額(円)	支出科目	決算額(千円)	1人当り額(円)
介護保険収入	253,664	97,003	介護納付金	257,358	98,416
繰越金	0	0	介護保険料還付金	76	29
繰入金	10,000	3,824	雑支出	0	0
国庫補助金受入	3,012	1,152			
雑収入	2	1			
収入合計	266,678	101,980	支出合計	257,434	98,445

収支差引額	9,244
-------	-------

準備金	40,819
準備金保有率(%)	202.99

介護保険料賦課対象被保険者数 2,615人 平均標準報酬月額 401,980円 総標準賞与額(年間1人当り) 1,057,069円